

現行の愛知県地域保健医療計画の概要について

1 根拠

医療法（昭和 23 年 7 月 30 日）

第 5 章 医療提供体制の確保 第一節 基本方針（第 30 条の 3）

第二節 医療計画（第 30 条の 4～12）

2 計画期間

平成 30(2018)年度から令和 5(2023)年度までの 6 年間

3 体系図

(基本方針)

○ 医療機関の機能分担、業務連携の推進・効率的な医療提供体制の確立
 ○ 疾病予防等の保健対策の推進・資質の向上及び人材の有効活用
 ○ 保健医療従事者の確保・業務連携の推進・生涯を通じた健康づくりの支援

